

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日京都市条例第74号）（保健福祉局子育て支援部児童家庭課）

次のとおり児童館を設置することとしました。

- 1 京都市上高野児童館を京都市左京区上高野松田町5番地に設置します。
- 2 京都市桂川児童館を京都市西京区桂上野西町273番地に設置します。

上記1及び2の設置に係る改正は、それぞれ市規則で定める日から施行することとしました。

なお、利用の許可の申請等の準備行為は、上記1及び2の設置に係るそれぞれの改正の施行前においても行うことができることとしました。

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第74号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。

別表第1京都市高野児童館の項の次に次の1項を加える。

京 都 市 上 高 野 児 童 館	京都市左京区上高野松田町5番地
-------------------	-----------------

別表第1京都市西京児童館の項の次に次の1項を加える。

京 都 市 桂 川 児 童 館	京都市西京区桂上野西町273番地
-----------------	------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、各児童館に関する部分につき市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用の許可の申請その他京都市上高野児童館を供用するために必要な準備行為は、別表第1京都市高野児童館の項の次に1項を加える改正規定の施行前においても行うことができる。
- 3 利用の許可の申請その他京都市桂川児童館を供用するために必要な準備行為は、別表第1京都市西京児童館の項の次に1項を加える改正規定の施行前においても行うことができる。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)